

氷見市NPO交通空白地バス路線支援事業費補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 路線運行費補助金（第3条―第5条）

第3章 車両等購入費補助金（第6条―第9条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、地域住民の足を確保するために過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において有償で運行するバス路線を支援することを目的とする氷見市NPO交通空白地バス路線支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通空白地有償運送 道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により登録を受けて運行する自家用有償旅客運送の路線であって、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項に規定する運送のうち、道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行または路線不定期運行の態様に準じて実施するものをいう。
- (2) 代替路線 乗合バス（道路運送法第3条において定義する一般乗合旅客自動車運送事業による乗合バスをいう。以下同じ。）の市内路線廃止に伴い、乗合バスの代替路線として市長が維持・確保が必要と認めた路線をいう。
- (3) 生活路線 地域住民の生活に必要な移動手段の確保のために、市長が維持・

確保が必要と認めた路線をいう。

(4) 運行収入等 前2号の路線の運行により、補助対象事業者が各年度において得る会費、運送の対価及びその他経常的な収入から、本要綱に基づき交付された補助金に相当する額を控除したものをいう。

第2章 路線運行費補助金

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、交通空白地有償運送を行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人とする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は、代替路線又は生活路線として交通空白地有償運送を行う路線であって、次の各号に定める要件を満たす路線とする。

(1) 代替路線 運行収入等が運行経費の20分の8以上

(2) 生活路線 運行収入等が運行経費の20分の10以上

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象路線の運行に必要な経費であって、次式により算定した額とする。

$$\text{人件費} \times 2 \text{ 分の } 1 + \text{人件費以外の経費} \times 5 \text{ 分の } 4$$

2 前項の補助対象経費は、1日当たり5往復を運行させるための経費を限度とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。

(1) 補助対象経費の額

(2) 代替路線の場合は運行経費に20分の12を乗じて得た額、生活路線の場合は運行経費に20分の10を乗じて得た額

2 当該補助対象路線の運行と兼ねたスクールバス運行業務を受託している補助対象事業者に対する補助金の交付額は、前項の規定により算定した額から当該スクー

ルバス事業に係る委託金に相当する額を差し引いた額とする。

3 燃料費の高騰、当該補助対象路線で使用する車両の大規模修繕など、補助対象路線の運行に必要な経費に大幅な増が見込まれるときは、補助金交付額は、第1項の規定により算出した額と別に市長が定める額を加算した額とする。

第3章 車両等購入費補助金

(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、交通空白地有償運送を行う特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人とする。

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、代替路線又は生活路線として交通空白地有償運送を行うために必要な車両、感染症対策に資する大型車両、車庫並びに停留所標柱の取得に係る経費であって、市長が認めたものとする。

2 車両、車庫及び停留所標柱の再取得に係る経費については、車両の再取得に係る経費のみを対象とし、車庫及び停留所標柱の再取得に係る経費は対象としないものとする。

3 車両の再取得に係る経費については、前回取得した車両の使用期間が10年を経過する場合、又は走行キロが30万キロメートルを超える場合に対象とする。

(補助金の交付額)

第9条 補助金の交付額は、新車両の取得費から旧車両の払い下げ価格を差し引いたものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、路線運行費補助金については、平成24年度から適用し、車両等購入費補助金については、平成23年12月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月19日から施行する。
- 2 この要綱は、路線運行費補助金については、平成29年度分の補助金から適用し、車両等購入費補助金については、平成29年12月19日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月21日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 第6条第3項に規定する修繕費の額は、修繕費のうち500,000円を超過した額の全額とし、その金額に相当する修繕費は、第4条に規定する要件に算入しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月25日から施行する。
- 2 この要綱による車両等購入費補助金については、令和2年8月25日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月29日から施行する。